

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【公表番号】特表2011-510066(P2011-510066A)

【公表日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2011-013

【出願番号】特願2010-543624(P2010-543624)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/22 (2006.01)

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 P 19/08 (2006.01)

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/24

A 6 1 K 37/02

A 6 1 P 19/08

A 6 1 L 27/00 G

A 6 1 P 43/00 1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月20日(2011.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨再生をその必要性のある対象において促進させるための治療有効量のエリスロポエチンおよびフィブロネクチンの使用であって、

(i) 前記エリスロポエチンの前記治療有効量が、全身投与については約 $1\mu\text{g}/\text{Kg}$ ～ $50\mu\text{g}/\text{Kg}$ からなる群から選択され、局所投与については約 $0.1\mu\text{g}/\text{ml}$ ～ $50\mu\text{g}/\text{ml}$ からなる群から選択され、かつ、

(ii) 前記フィブロネクチンの前記治療有効量が、全身投与については約 $100\mu\text{g}/\text{ml}$ ～ $1000\mu\text{g}/\text{ml}$ からなる群から選択され、局所投与については約 $50\mu\text{g}/\text{ml}$ ～ $500\mu\text{g}/\text{ml}$ からなる群から選択される。

【請求項2】

治療有効量のPDGFをさらに含む、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

前記PDGFの前記治療有効量が、全身投与については約 $10\text{ng}/\text{ml}$ ～ $100\text{ng}/\text{ml}$ からなる群から選択され、局所投与については約 $1\text{ng}/\text{ml}$ ～ $50\text{ng}/\text{ml}$ からなる群から選択される、請求項2に記載の使用。

【請求項4】

前記全身投与が、静脈内注入および骨内注入からなる群から選択される、請求項1又は3に記載の使用。

【請求項5】

前記局所投与が、被覆されたインプラント、被覆された合成骨、および、被覆された骨移植片からなる群から選択される、請求項1又は3に記載の使用。

【請求項 6】

骨再生を促進させることができる少なくとも 1 つの化合物を投与することをさらに含む、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つの化合物が、骨形態形成因子、骨形態形成タンパク質 (BMP)、再吸収防止剤、骨形成因子、軟骨由来骨形態形成タンパク質、副甲状腺ホルモン、インスリン様増殖因子 - I (IGF - I)、線維芽細胞増殖因子 (FGF)、形質転換増殖因子、ノギン系化合物、骨形成性成長ペプチド、成長ホルモン、エストロゲン系化合物、ビスホスホナート系化合物、スタチン系化合物、カルシトニン系化合物、ジヒドロキシビタミン D₃ 系化合物、カルシウム調製物および分化因子からなる群から選択される、請求項 6 に記載の使用。

【請求項 8】

前記 BMP は、BMP 2、BMP 4 および BMP 7 を含む、請求項 7 に記載の使用。

【請求項 9】

前記対象は、骨粗鬆症、骨折または骨欠損症、原発性または二次的な副甲状腺機能亢進症、変形性関節炎、歯周病または歯周欠損、骨溶解性骨疾患、形成外科手術後、整形外科埋め込み後および歯科埋め込み後からなる群から選択される医学的状態を有する、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 10】

前記対象はヒトである、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 11】

前記エリスロポイエチンおよび前記フィブロネクチンは共配合物である、請求項 1 に記載の使用。

【請求項 12】

前記エリスロポイエチンおよび前記フィブロネクチンは別個の配合物に存在する、請求項 1 に記載の使用。